

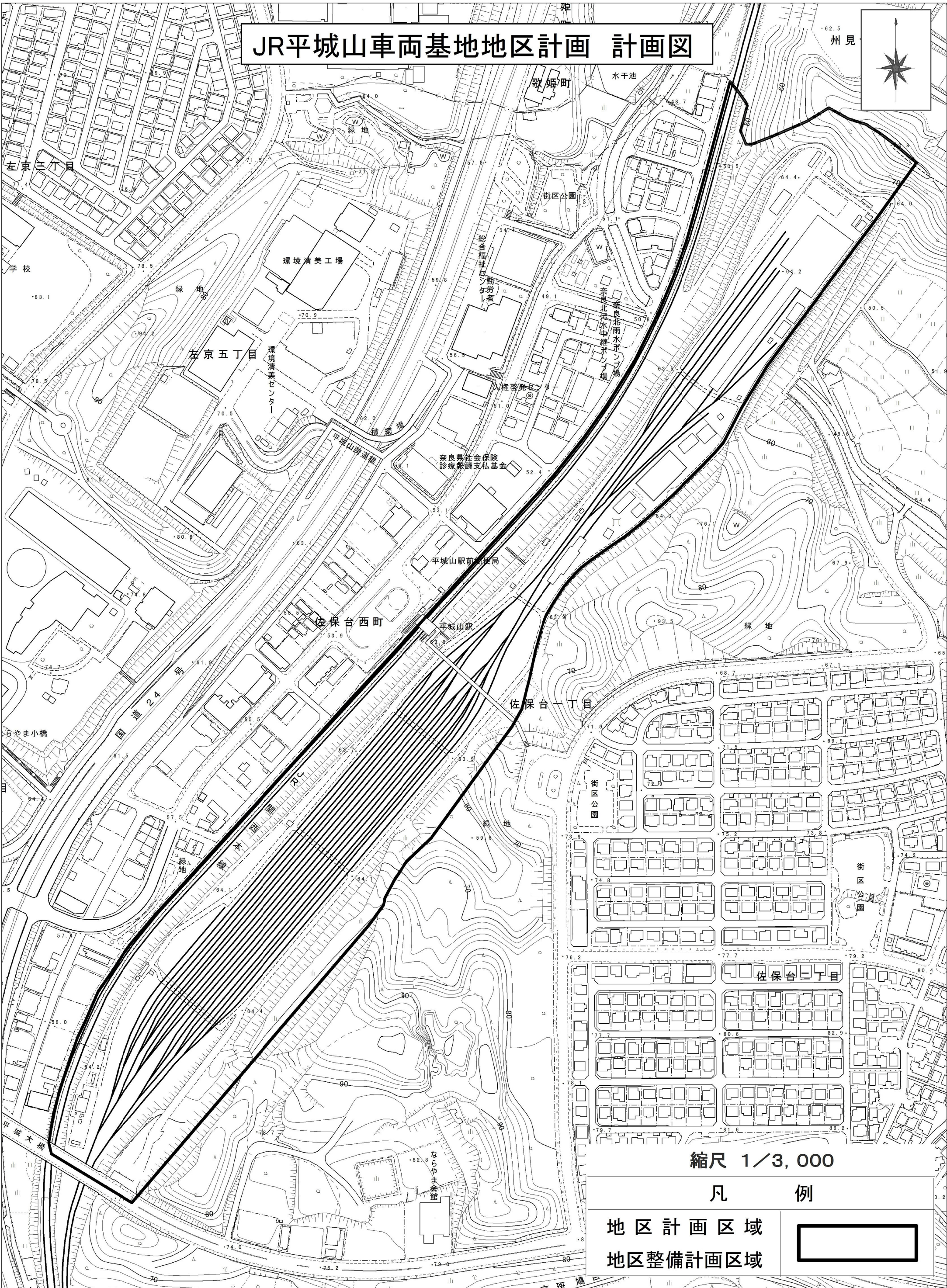
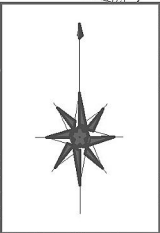
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

（奈良市決定）

都市計画ＪＲ平城山車両基地地区計画を次のように決定する。（令和２年３月１９日決定）

名 称	ＪＲ平城山車両基地地区計画		
位 置	奈良市佐保台一丁目の一部		
面 積	約１４．７ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は昭和６０年の車両基地建築以来、車両の検査、整備を行う鉄道施設としての土地利用がなされている。 今後の鉄道施設の整備・拡充を図るとともに、周辺の住環境を保全することを目標とする。	
	土地利用の方針	現行の土地利用を基本とし、鉄道施設としての適切な土地利用を図る。また、府県境界に跨り現存する緑地を保全し、風致景観の維持を図る。	
	建築物等の整備の方針	周辺地域の住環境の保全を図るため、建築物の用途の制限を定め、適正な誘導、規制を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる鉄道事業（鉄道事業法第２条第１項に規定する事業をいう。）の用に供する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 （１） 車庫 （２） 車両検査修繕施設 （３） 倉庫 （４） 詰所 （５） 事務所 （６） その他の鉄道事業の用に供するもの
区域は、計画図表示のとおり。			

JR平城山車両基地地区計画 計画図



縮尺 1/3,000

凡 例

地区計画区域
地区整備計画区域

